

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成30年12月21日

金曜日

第4441号

## 目次

<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
<b>公 告</b>	
○落札者等の公示	3
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出	5

## 告 示

### 富山県告示第510号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記 号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 415号	氷見市伊勢大町一丁目30番 3から 氷見市伊勢大町一丁目42番 1地先まで	変更前		最大 10.8 最小 9.6	63.8	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市伊勢大町一丁目30番 1から 氷見市伊勢大町一丁目42番 1地先まで	変更後		最大 17.2 最小 9.9	63.8	

県道 戸出高岡線	高岡市上北島 247番1から 高岡市上北島 270番2まで	変更前	最大 37.9 最小 13.0	76.3	高岡土木 センター
		変更後	最大 37.9 最小 15.8	76.3	
県道 高岡青井谷線	射水市中村 333番から 射水市中村 215番3まで	変更前	最大 26.9 最小 19.3	23.2	高岡土木 センター
		変更後	最大 26.5 最小 19.3	23.2	
県道 小杉大門線	射水市中村 215番3から 射水市二口字轟1121番1ま で	変更前	最大 27.8 最小 8.8	48.4	高岡土木 センター
		変更後	最大 29.5 最小 11.0	48.4	

## 富山県告示第511号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 415号	氷見市伊勢大町一丁目30番1から 氷見市伊勢大町一丁目42番1地先まで	平成30年12月21日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所



- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年10月19日

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地  
（仮称）富山市下飯野土地区画整理事業12街区 富山市下飯野土地区画整理事業地内12街区
- 2 店舗を設置する者 大和情報サービス株式会社
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ ほか1
- 4 新設の日 平成31年6月30日
- 5 店舗面積の合計 1,189㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物1北側 50台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物1北側 ほか 30台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物1北側 ほか 48㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物1内北側 ほか 11.07㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時及び翌午前0時 ほか
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 敷地東側ほか

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時 ほか

8 届出の日 平成30年12月11日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成30年12月21日から平成31年4月21日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ黒部店 黒部市前沢字北1017番地4 ほか136筆

2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ユニー株式会社 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 代表取締役 佐古 則男

3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 13,657㎡

4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 964㎡

5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成30年12月7日

6 廃止する理由 アピタ本体棟（ペットショップ棟除く）閉鎖解体のため